

○厚生労働省令第百六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項の規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 〓百二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百三 〓百十九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百二十 〓三百十二 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 〓百二 (略)</p> <p>百三 一 (ジエチルアミノ)エチル二 (四メトキシベンジル)一五ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百四 〓百二十 (略)</p> <p>二百二十一 一 (一) (四ブロモフェニル)エチル ピペリジン四イル)一三ジヒドロ二Hベンゾ d)イミダゾール二オン及びその塩類</p> <p>二百二十二 〓三百十四 (略)</p>

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。